

第21回  
定時株主総会

# 招 集 ご 通 知

| 開催日時

2026年5月27日（水曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

| 開催方法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。

完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイト（[https://web.sharely.app/login/slogan\\_2026](https://web.sharely.app/login/slogan_2026)）を通じてご出席ください。

| 議 案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

# 株主の皆様へ：新ミッション及び「循環経営」の深化に向けて

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2023年の経営体制移行（サクセッション）からこれまでの3年間で「大改革期」と位置づけ、持続的成長に向けた組織基盤の整備と、収益力の強化に全力を注いでまいりました。この期間、私たち経営者は、単なる組織変革の指揮を執るに留まらず、自らが「高付加価値事業の探索と作り込み」を顧客や市場の最前線で自己実践・自己体現することに努めてまいりました。「経営とは何か」「事業とは、人の可能性とは何か」という根源的な問いに対し、実践を通じた身体感覚を伴う確かな手応えを得ることにこだわった3年間でした。

新ミッションの策定や、新たな経営パラダイム（循環経営）の自覚は、こうした経営者自身の深い実践のプロセスなくしては、決して生まれ得なかったものです。この実践から紡ぎ出された確信を糧として、当社は今般、新ミッションを策定し、次なる深化のフェーズへと歩みを進めます。

## 1. なぜ今、ミッションを再定義するのか

これまでのミッションは、当社の主力事業である「Goodfind」の成長と深く結びつき、その発展において重要な役割を果たしてきました。しかし、社会構造が激変する中で、私たちは「才能の最適配置」や「新産業の創出」の先にある「豊かな未来」こそが真の目的であるという確信に至りました。

### <新ミッション>

人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。

Unlock human potential and co-shape a fulfilling future.

抽象度が上がったことで「具体的に何をするのか」という疑問を持たれるかもしれません。私たちの原点は、変わらず「若手人材と成長領域」にあります。今回の再定義は、その価値提供を限定するものではなく、より広範な「人の可能性」の解放と、100年単位で価値を育み続けるための普遍的な「道標」の策定であります。

## 2. 「循環経営」の実装と戦略アプローチ

このミッションを支えるエンジンが、独自の経営パラダイム（世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ、すなわち経営のOS）である「内発的動機と営業利益の循環経営」です。

不確実な時代において、他社が模倣できない持続的な競争優位の源泉は、一人ひとりの「内発的動機」に基づく自己変容に見出すことができると考えます。一人ひとりの自己変容を伴う器の拡張が、顧客や市場への圧倒的な提供価値へと昇華され、その結果として「付加価値創造の純度の証」である高い営業利益へと結実します。

私たちの「循環」は、資源を一定の枠内で回し続ける現状維持のためのサイクルではありません。高い収益性がさらなる「人の可能性」への再投資を呼び込み、それが次なる高付加価値事業を創出するという「スノーボール（複利成長）」の利益成長を志向しています。

財務規律に基づく収益性の追求は、私たちがより深く、広く「人の可能性」を引き出し、豊かな未来を創造し続けるための不可欠な規律です。利益成長の加速によって、人への還元と投資の規模を最大化させ、ミッション実現に向けたダイナミズムを増幅させてまいります。

## 3. 自らをミッションの体現者へ

この経営を構造的に支えるため、「監査等委員会設置会社」への移行を提案いたしました。これは、経営者が事業における「探索と作り込み」に集中し意思決定を加速させると同時に、取締役会が「循環経営」の実践プロセスを高度に監督するための進化です。

私たち自身が、ミッションの実践者であり、体現者であり続けること。スローガンはステークホルダーの皆様と共に、豊かな未来を共創してまいります。

代表取締役社長 仁平 理斗

取締役副社長 北川 裕憲

2026年5月

# 私たちの未来：人の持つ可能性の先に

人の持つ可能性を引き出せれば、未来はどれほど良くなるだろうか。

すべてはこの一つの問いから生まれています。

私たちが何を信じ、どのように実践し、どんな未来を願うのかをここに記します。

## 1. 人の可能性は未来を変える

あなたは、何のために生き、何のために働いていますか？いま、自分らしく働いていると感じていますか？私たちが取り組んでいる構想は、人と組織、そして社会の関係性そのものを再定義する挑戦です。

これまでの働き方は、役割や機能に最適化される一方で、「らしさ」や「願い」といった人間性の本質が、仕事や組織から切り離されてきました。多くの人々が、会社では本音を語れず、自己開示や相互理解の場を職場の外に求めてきました。しかし、それが本当に“豊かに働く”ことなのでしょうか。私たちは、そこに問いを立てています。

——働くことは、人生から切り離されたままでよいのか？

——人はもっと自由に、自然に、自分らしく働けないのか？

この問いこそが、私たちが紡ごうとしている未来の原点です。

## 2. 願いが組織と社会をつなぐ

スローガンが描く未来は、深い自己理解に基づく内発的動機が、組織や社会と重なり合う構造にあります。人は、「味わいきれなかった願い」や「叶えたい生き方」を起点に、人生を通じて育まれる社会貢献テーマを見いだしていきます。その内発的動機が組織と重なることで、「何のために、誰に、何を提供するのか」という価値創造へと変換されていきます。組織は、人の動機を引き出し、高付加価値なサービスを社会に届け、成果を生むプラットフォームであると同時に、自己の存在（Being）を深く承認し合う、機能や役割を超えた心理的安全性のあるコミュニティとしても機能します。

この構造の中では、働くことそのものが自己実現となり、内発的動機から生まれる仕事の成果が、深い喜びをもたらします。その結果、働くすべてのメンバーの主体性とエンゲージメントが自然に高まり、私たち自身のウェルビーイングへとつながっていくのです。

### 3. 利益が生む再投資の循環

このアプローチは、人間性の尊重にとどまりません。組織としての本質的な強さそのものが、ここにあります。内発的動機に基づく仕事は、形式的な役割分担やKPIを超えたパフォーマンスを生み出します。それは、社会課題の解決や新産業の創出といった、複雑性が高く時間軸の長い命題に向き合ううえで、環境変化への適応力や、そこに必要な学習変容を促すからです。

このような組織構造は再現が極めて難しく、表層だけをなぞっても模倣することはできません。だからこそ、持続的で独自性の高い競争優位となり得ます。

その結果として生まれる高い収益性（営業利益の持続成長）は、再投資というかたちで、人や学び、イノベーションへと循環していく。そしてこの構造は、理想論ではありません。人と社会の未来の可能性に投資し続ける“経済性ある実践”のあり方そのものなのです。

### 4. 国や文化を超えた実践へ

この構想は、日本という一国の文脈にとどまりません。「どう生きたいか」「どう貢献したいか」という、人間の本質的な問いを出発点とした、世界共通の構造的な変化への応答でもあります。とくに、金融資本主義が浸透した多くの国や地域では、個人の内発的動機が経営や価値創造から遠ざかる構造が強まってきました。

そのなかで私たちが実践しているのは、この構造に対する再接続の試みです。「自分を知り、他者とつながり、社会に貢献する」という、普遍的で人間らしい営みを、組織の中心に据えること。

このアプローチは、人間の内面と関係性に根ざしているからこそ、国や文化を超えて持続可能な価値を生み出せると、私たちは信じています。

### 5. 次の100年の実践のかたち

このアプローチは、未来100年の社会においてだけでなく、個人一人ひとりにとっても決定的に重要な意味を持ちます。AIやテクノロジーの進化によって仕事のあり方が大きく変わり、「何ができるか」ではなく、「なぜやるのか」「誰としてやるのか」が価値を持つ時代が訪れようとしています。

多様性と不確実性が増す世界において、組織の力は、一人ひとりの内なる動機を解放し、互いに共創することによって、より引き出されるはずで、そして個人にとっても、自分の動機で働くことこそが、自己の軸を形成し、レジリエンスを育む生き方の土台となっていく。

さらに、この構想は、私たちの事業そのものでもあります。私たち自身がこれを実践するからこそ、価値提供先である顧客や市場の「まだ見ぬ可能性」を最大限に引き出し、その価値が社会へと連鎖していくのです。

## おわりに — Lead the Self

Lead the Self—自分自身にリーダーシップを発揮すること。それが、私たちのすべての出発点です。内発的動機に基づき、ありのまま働き生きる私たちの姿そのものが、未来を担う次世代へ、そして私たちのサービスを受け取るすべての人へ向けた、最も力強いメッセージになります。それは豊かな働き方を連鎖させ、社会全体へと広がっていく価値創造の原動力です。

そしてこの姿勢こそが、スローガンに掲げるミッションを実現していくための核心的な態度だと、私たちは考えています。

人間性と経済性の両立を証明し、“自分の人生を含んで、希望を持てる未来”をつくる。それが、私たちが次の世代へ手渡していく実践です。

以 上

証券コード 9253  
2026年5月1日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目11番17号  
スロガン株式会社  
代表取締役社長 仁平 理斗

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会においては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.slogan.jp/ir/stock/meeting/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9253/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「スロガン」又は「コード」に「9253」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」ページより、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、本株主総会は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト※を通じてご出席願います。

※バーチャルオンリー株主総会ログインURL [https://web.sharely.app/login/slogan\\_2026](https://web.sharely.app/login/slogan_2026)

ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を事前行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記「議決権行使についてのご案内」及び「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2026年5月26日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時（アクセス可能時刻 午前9時30分）  
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。  
完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイト（[https://web.sharely.app/login/slogan\\_2026](https://web.sharely.app/login/slogan_2026)）を通じてご出席ください。  
ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

3. 目的事項  
報告事項
1. 第21期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決議事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日出席された場合、当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効なものとしてお取り扱いいたします。当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。


◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

5頁から7頁の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

日 時

**2026年5月27日(水曜日)**  
午前10時 (アクセス可能時刻: 午前9時30分予定)




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2026年5月26日(火曜日)**  
午後5時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

4頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年5月26日(火曜日)**  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

(横並び)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサポ  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

**第1、4、5、6、7号議案**

- 賛成の場合 >> **賛** に○印
- 反対する場合 >> **否** に○印

**第2、3号議案**

- 全員賛成の場合 >> **賛** に○印
- 全員反対の場合 >> **否** に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> **賛** に○印をし、  
反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

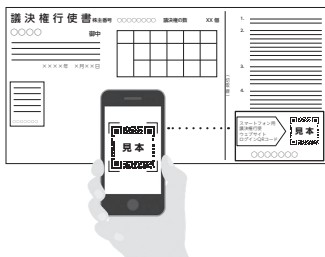
・書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

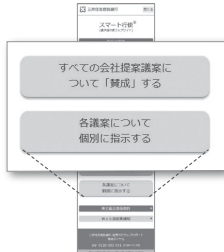
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

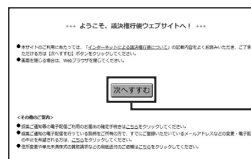
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

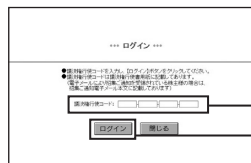
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、ログイン方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト※からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の事項を必ずご一読ください。

## 1. 配信日時

2026年5月27日（水曜日）午前10時（アクセス可能時刻 午前9時30分）

※ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（<https://www.slogan.jp/ir/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

## 2. ログイン方法

接続先：[https://web.sharely.app/login/slogan\\_2026](https://web.sharely.app/login/slogan_2026)

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ログインに関するご不明点については、下記URLより株主様・投資家様向けFAQをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

## 3. 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従って、画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。当日の質問は、株主総会開始後、ご入力いただけます。

#### 4. 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示する方法に従って、画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

#### 5. 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日出席された場合、
  - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効なものとしてお取り扱いいたします。
  - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

#### 6. 事前質問の方法

以下の受付期間で事前質問をお受けいたしますので、「2. ログイン方法」に従ってログインしていただき、画面上の事前質問フォームより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[受付期間] 2026年5月1日（金曜日）午前0時～2026年5月24日（日曜日）午後5時

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

#### 7. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関する問合せ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関する問合せ先>

<https://www.slogan.jp/contact/contact10/>

<代理人に関する書類の提出先>

〒107-0062 東京都港区南青山2-11-17第一法規本社ビル3階（SENQ青山並木通り内）

スローガン株式会社 株主総会運営事務局宛

<ご提出期限>

2026年5月26日（火曜日）午後5時必着

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

## 注意事項

1. 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
4. 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】

問合せ先：システム運営窓口（Sharely（シェアリー））

TEL：03-6683-7661

（受付日時：2026年5月27日（水曜日）午前9時から株主総会終了まで）

# 事業報告

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げの波及により賃金と物価の好循環に向けた兆しが見られました。企業収益や設備投資は堅調に推移したものの、金融政策の正常化や実質賃金の伸び悩みによる消費の停滞などから、景気回復は緩やかに留まりました。海外では、地政学リスクの長期化や主要国の金融引き締めに伴う景気減速懸念、為替の変動など、国内経済への波及リスクを注視すべき状況が続いております。

人材関連ビジネス市場におきましては、労働人口の減少に加え、産業構造の変化に伴う労働移動が加速し、人材獲得競争は一層激化しております。特に人的資本経営の実践が求められる中、経営戦略と連動した「質の高い人材」の確保が企業の最重要課題となりました。また、生成AIの実務実装が急速に進んだことで、創造的なスキルやDXを牽引する高度専門人材の需要が急増しており、ジョブ型雇用の浸透とともに、専門スキルを持つ人材の報酬水準は上昇傾向にあります。

当社グループの主戦場である新産業領域<sup>(注)</sup>におきましては、政府の「スタートアップ育成5カ年計画」が定着フェーズを迎え、ディープテック領域等への支援策が拡充されました。2025年の国内スタートアップ向け資金調達環境は、総額こそ高水準を維持したものの、実施社数は減少しており、投資対象の「選別」が鮮明化しました。成長期待の高い企業へ資金が集中する一方、事業の収益性が厳しく問われる局面となりました。出口戦略においても、IPOの審査厳格化を背景に、M&Aによる大企業グループ入りを選択する事例が増えるなど、循環構造の多様化が進んでおります。このような「質」が問われる選別局面こそ、有望な新産業の担い手を支援する、当社グループの目利きとマッチング能力が発揮される好機と捉えております。

このような経営環境の中、当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションのもと、新産業領域における才能の最適配置を推進し、人的資本の価値を最大限に引き出すプラットフォームの提供を強化してまいりました。

2023年3月の創業経営者からのサクセッション（経営継承）を経て、現在はミッション及び長期ビジョンの実現に向け、「営業利益が持続成長する付加価値の高い事業」の構築を目指す「大改革期」と位置づけております。当該期間においては、以下の3つの重要テーマを並行して推進してまいりました。

- ① Goodfind会員の利用及びマッチング改善による収益基盤の強化
- ② 組織・人材・カルチャー及び事業マネジメントシステムの強化
- ③ 営業利益が持続成長する付加価値の高い事業の探索と作り込みを経営者が自己体現し、組織へ展開

当連結会計年度は、新経営体制への移行後3年目の年として、これら「大改革」の成果を確実に業績へと繋げるべく、主力事業である「Goodfind」の提供価値向上と収益基盤強化に取り組むとともに、組織基盤の強化及び事業ポートフォリオの最適化に注力してまいりました。

(注) 「新産業領域」とは、スタートアップ・ベンチャー企業における新規事業やイノベーションへの取り組みのみならず、大企業におけるビジネスモデル革新やイノベーション探索等のトランスフォーメーション及び中堅・中小企業における事業承継型の経営革新を含む領域として当社で定義しております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高1,589,911千円（前期比17.8%増）、営業利益280,068千円（同125.1%増）、経常利益279,371千円（同134.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益189,575千円（同118.3%増）となりました。

売上高につきましては、これまでの「大改革」の成果が着実に現れ、過去最高を更新いたしました。しかしながら、当社グループが対峙する新産業領域における広大な人的資本市場のポテンシャルに照らせば、現在の実績は未だ通過点に過ぎず、獲得可能な市場シェアに対して極めて大きな伸びしろを残しているものと認識しております。営業利益におきましても、大幅な増益を達成するとともに、持続成長への転換に向けた土台の構築を推進することができた一年でありました。もっとも、付加価値の高い事業として確立し、長期的な持続成長を実現していくためには、さらなる事業の探索とオペレーションの磨き込み、マネジメントシステムの深化が不可欠であると捉えております。

大改革の重要テーマに紐付く事業部門別の概況は、以下のとおりであります。

・学生向けサービス：Goodfindの収益基盤強化と提供価値の深化（重要テーマ①）

大改革の最優先事項である「Goodfind」を中心とする学生向けサービスにおいては、売上高1,280,586千円（前期比20.5%増）となりました。2026年・2027年卒業学生向けサービスの堅調な推移に加え、新卒採用市場のさらなる早期化を見越し、2028年卒業予定者（大学2年生）を対象とした早期母集団形成ニーズを的確に捉えたメディアサービスの受注・納品が大きく寄与いたしました。生成AIを活用したマッチング精度の向上と、早期層へのアプローチ強化が相まって、才能の最適配置を加速させる収益基盤の強化につながりました。

・社会人向けサービス：経営者の自己体現と内発的動機に基づく組織運営（重要テーマ②・③）

社会人向けサービスにおいては、売上高122,629千円（前期比54.5%増）となり、社会人向けキャリア支援サービス「G3」が大幅な成長を達成いたしました。これは大改革の重要テーマである「経営者の自己体現」を通じ、顧客の深い洞察（インサイト）に基づいた独自の提供価値を定義し、オペレーションを磨き込んだ成果の現れであると認識しております。

この成長の根底には、単に短期的な利益を追うのではなく、事業に携わる一人ひとりの「内発的動機」を引き出し、社会への提供価値と個人の意思を重ね合わせる独自の組織運営があります。個人の意欲が試行錯誤の質と量を高め、それにより長期の時間軸で事業を探索しオペレーションを磨き込むという仕組みの実効性について、当期の実績を通じて確かな手応えを得る段階に至りました。今後は、この経営者による自己体現をさらに高次元に実践するとともに、全社的なマネジメントシステムとして昇華・展開させ、再現性のある持続的な成長を実現していくことが、当社グループの次なる挑戦であると捉えております。

・メディア・SaaS分野

メディア・SaaS分野につきましては、売上高186,695千円（前期比10.4%減）となりました。「FastGrow」及び「TeamUp」において、様々な内部課題が顕在化し、厳しい結果となりました。現在、本分野においても「大改革」のプロセスを適用し、事業モデルの再構築とオペレーションの抜本的な改善に着手しております。グループ全体の収益ポートフォリオ最適化の観点から、次なる付加価値創造に向けた構造改革を継続してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における事業部門別の売上高は次のとおりとなりました。なお、当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上高については、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS分野を事業部門として区分し、さらに、キャリアサービス分野は、学生向けサービス及び社会人向けサービスに細分化して分析しております。

事業部門	第20期 (2025年2月期)		第21期 (2026年2月期)	
	金額 (千円)	前期比 (%)	金額 (千円)	前期比 (%)
キャリアサービス分野	1,141,893	101.1	1,403,215	122.9
学生向けサービス	1,062,540	105.8	1,280,586	120.5
社会人向けサービス	79,353	63.2	122,629	154.5
メディア・SaaS分野	208,312	72.2	186,695	89.6
合計	1,350,205	95.2	1,589,911	117.8

(注) 上記事業部門別の売上高は、会社法第444条第4項の規定に基づく監査法人FRIQの監査は受けておりません。

また、2025年5月30日に提出した有価証券報告書の「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2)事業内容に関するリスク ⑦ 業績の季節的変動について」に記載のとおり、当社グループの売上高構成比が最も大きく、主要事業である「Goodfind」においては、顧客企業の新卒学生向けの採用活動が活発に行われる時期に売上が集中いたします。さらに、新卒学生に係る成功報酬型の人材紹介手数料については、入社日基準により売上高を認識しているため、新卒学生の多くが入社する4月に売上高が集中いたします。この結果、第1四半期に売上高及び営業利益が集中する傾向にあります。  
各四半期連結会計期間の推移は次のとおりであります。

第20期連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) (単位：千円)

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	542,088	231,560	265,231	311,325	1,350,205
営業利益又は 営業損失 (△)	231,581	△67,570	△44,645	5,037	124,402

第21期連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日) (単位：千円)

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	633,238	341,351	297,322	317,998	1,589,911
営業利益又は 営業損失 (△)	306,254	24,584	△41,197	△9,573	280,068

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資及び除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、これまで3年間にわたる「大改革」を通じて、持続的成長に向けた組織基盤の整備と収益力の強化を推進してまいりました。この「大改革」は、単なる組織変革に留まらず、経営者自らが「高付加価値事業の探索と作り込み」を自己実践・体現することで、将来の成長に向けた身体感覚を伴う確かな手応えを得る期間でもありました。その一方で、そうした実践のプロセスを通じて、既存モデルの延長線上では、急速に変化する社会において本質的な価値を提供し続けることが構造的に困難であるという課題を、強い確信を持って認識するに至りました。

この実践から導き出された「内発的動機と営業利益の循環経営」（以下「循環経営」といいます。）という新たな経営のあり方（経営パラダイム）を、概念に留めず「組織の意志ある構造」として本格的に実装し、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

### ① 「循環経営」の推進と新ミッションへの刷新

#### 【現状の認識】

これまでの社会や組織のあり方においては、人が役割や機能に最適化される一方で、個人の「らしさ」や「願い」といった人間性の本質が仕事や組織から切り離され、個人の内発的動機と企業の経済合理性が分離しがちであったと捉えております。こうした状況下では、組織の熱量が中長期的な企業価値向上に直結しきれず、さらなる成長への構造的な課題となっておりました。

また、AI等のテクノロジーの進化によって「何ができるか」の価値が相対化される中で、今後は「なぜやるのか」「誰としてやるのか」という問いこそが真の価値を持つ時代へと変化していくと考えています。これまでのミッション（人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。）では、こうした時代の要請への応答が限定的となってしまうと認識しております。

#### 【取組の方向性】

この課題に対し、「循環経営」というパラダイム（世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ）を経営の軸に据えております。これは、一人ひとりの内発的動機と、付加価値創造の純度の証であり、未来へのさらなる投資原資となる「営業利益」を、相反させることなく、相互に高まり合い循環するものとして統合する考え方です。一人ひとりの人生のテーマ（ライフミッション）を言語化し、それが組織の目指す未来と重なり合うことで生まれる熱量を、顧客への高い提供価値、ひいては持続的な利益成長へと結実させてまいります。こうした「循環経営」の深化を前提とし、改めて社会における当社の存在意義を再定義した結果、今般、ミッションを以下の通り刷新いたしました。

**人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。**

**Unlock human potential and co-shape a fulfilling future.**

「循環経営」は個人の主体性を最大化することで組織的な競争優位を確立する合理的な経営の実践であり、当社グループはこの新ミッションのもとでさらなる深化を推進してまいります。

## ② 「人の可能性」を軸とした長期的な産業創造の実践

### 【現状の認識】

目に見えない「人の可能性」を開拓し、世代を跨过100年単位で続く「産業」を創出するためには、既存の成功体験に依存しない動的なアプローチが不可欠であると確信しております。不確実かつ複雑な環境下において、過去の思考・行動様式（慣れ）に安住し、自己変容を止めてしまうことは、変化し続ける市場の本質を捉え損ね、提供価値を陳腐化させる本質的な課題であると捉えております。

### 【取組の方向性】

この課題に対し、一人ひとりが慣れ親しんだ思考・行動様式をさらに高次元化させるとともに、「不慣れ」な領域への挑戦をも含めた自分自身の「らしさ」に向き合い、自らの器を拡張し続ける学習プロセスを組織の核心に据えてまいります。人生のテーマ（ライフミッション）に基づくこの「自己変容」を構造化することで、固定化した視点に縛られることなく、市場の本質を捉え、新たな価値を創造し続ける体制を確立いたします。経営者自らの実践を通じて確信したこの「組織的な学習能力の向上」こそが、他社による模倣が困難な持続的優位性の源泉になると確信しております。

## ③ 循環経営の実効性を担保する財務規律の徹底

### 【現状の認識】

当社グループは、「人の可能性」を起点とした事業領域には極めて大きな市場機会がある一方で、現状の成長率は市場の期待水準に達しておらず、その潜在的な可能性を十分に収益へと変換しきれていないことが本質的な課題であると捉えております。これは、これまで目指すべき圧倒的な期待水準が明確化されておらず、経営資源が分散していたことに起因していると認識しております。

### 【取組の方向性】

この課題に対し、「循環経営」における学習と成長の実効性を客観的に評価するため、高い水準の財務規律を徹底してまいります。当社グループにとって営業利益等の財務指標は、提供価値の純度や自己変容の進捗を測るための「計器」であると同時に、株主価値を最大化するための最重要指標です。この規律に基づき、当連結会計年度における「メタノビ」のサービス終了、並びに翌連結会計年度における「Goodfind Career」の閉鎖決定など、事業の提供価値と収益性を評価したポートフォリオの最適化を実行いたしました。今後は、有望な領域へ経営資源を集中させ、高収益の実現によって生み出される利潤をさらなる「人の可能性」へと再投資し続けることで、長期の時間軸における圧倒的な競争力を構築してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第18期 (2023年2月期)	第19期 (2024年2月期)	第20期 (2025年2月期)	第21期 (2026年2月期)
売上高 (千円)	1,471,590	1,418,396	1,350,205	1,589,911
経常利益 (千円)	209,985	151,648	119,052	279,371
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	139,625	91,438	86,841	189,575
純資産額 (千円)	1,372,623	1,438,941	1,505,312	1,633,716
総資産額 (千円)	1,898,503	1,968,072	2,094,976	2,325,822
1株当たり純資産額 (円)	523.12	543.34	580.46	637.72
1株当たり当期純利益 (円)	53.31	34.43	33.18	74.14

(注) 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第18期 (2023年2月期)	第19期 (2024年2月期)	第20期 (2025年2月期)	第21期 (2026年2月期)
売上高 (千円)	1,390,933	1,364,250	1,304,908	1,543,497
経常利益 (千円)	175,491	151,578	125,666	266,001
当期純利益 (千円)	108,523	91,438	89,456	182,780
純資産額 (千円)	1,372,623	1,438,941	1,507,927	1,629,537
総資産額 (千円)	1,884,870	1,959,650	2,089,145	2,314,331
1株当たり純資産額 (円)	523.12	543.34	581.46	636.05
1株当たり当期純利益 (円)	41.43	34.43	34.18	71.48

(注) 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
チームアップ株式会社	10,000千円	100%	SaaS型HRサービス「TeamUp」の開発及び運営

(8) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

当社グループは、新産業領域への人材支援を中心とする各種サービス提供を行っており、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS分野で事業を展開しております。各分野で運営されるサービスは次のとおりです。

分野	サービス名称	サービス内容
キャリアサービス分野	新卒学生向け 厳選就活プラットフォーム 「Goodfind」	新産業領域の企業を厳選し、新卒学生に対してセミナーやイベント等のコンテンツを提供。企業に対しては、挑戦意欲・成長志向の高い人材の紹介を行います。
	新卒学生向け コンサル就活サービス 「FactLogic」	外資・日系コンサルティングファームに特化した就活対策及び選抜型コミュニティの形成を行う就活サービスです。
	学生向け長期インターン 紹介サービス 「Intern Street」	スタートアップ・ベンチャー企業の求人の特化した、長期インターン人材の紹介サービスです。
	社会人向けベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント 「Goodfind Career」 <sup>(注)</sup>	スタートアップ・ベンチャー企業の求人の特化した転職エージェントです。
	社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービス 「Goodfind 3（スリー）」	キャリア戦略の構築からオファー獲得まで、社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービスです。

分野	サービス名称	サービス内容
メディア・SaaS分野	若手イノベーション人材向け ビジネスメディア 「FastGrow」	新産業領域の情報を整理し、発信していくメディアです。新産業領域への挑戦を推進し、スタートアップ・ベンチャー企業の採用広報やブランディング、サービス認知を支援するビジネスメディアです。
	1 on 1 の仕組みをつくる SaaS型HRサービス 「TeamUp」	1 on 1 ミーティング及び360度フィードバックシステム「TeamUp (チームアップ)」を提供。人材育成や組織活性化を通じた人と組織の成長支援を行います。
	動画×経験学習プラットフォーム 「メタノビ」 <sup>(注)</sup>	バイアスやモノの見方にフォーカスした独自の動画コンテンツにより、経験学習モデルを活用した継続的な学習機会の提供を行うプラットフォームです。

(注) 「Goodfind Career」及び「メタノビ」につきましては、翌連結会計年度における事業の撤退を決定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)  
本社：東京都港区南青山二丁目11番17号

(10) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
107 (96) 名	2名減 (12名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
107 (96) 名	1名減 (12名減)	31.6歳	4.0年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項

## (1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,769,875株 (自己株式260,474株を含む)  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は18,500株増加しております。

③ 株主数 705名

## ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
伊藤 豊	578,300	23.05
Reapra Ventures Pte. Ltd.	539,000	21.48
織田 一彰	300,000	11.96
KMFG株式会社	102,000	4.06
XTech1号投資事業有限責任組合	100,000	3.99
スローガン社員持株会	86,781	3.46
仁平 理斗	75,669	3.02
楽天証券株式会社	60,200	2.40
渡邊 秀和	51,600	2.06
アイビー投資事業有限責任組合	38,200	1.52

(注) 1. 当社は、自己株式を260,474株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、2025年2月20日、会社法第370条の規定に基づき、取締役会の開催をすることなく、書面による提案を行い、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議しました。

- ・取得対象株式の種類 普通株式
- ・取得し得る株式の総数 80,000株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 5,000万円（上限）
- ・取得期間 2025年2月21日から2026年1月31日まで
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

上記取締役会決議に基づき、2025年10月8日までに累計で65,500株を総額49,954,700円で取得し、当該決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

ロ. 当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議しました。

- ・取得対象株式の種類 普通株式
- ・取得し得る株式の総数 80,000株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 5,000万円（上限）
- ・取得期間 2025年11月17日から2026年11月16日まで
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

上記取締役会決議に基づき、2026年2月28日までに累計で36,900株を総額29,268,900円で取得しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権		第4回新株予約権	
発行決議日		2017年5月19日		2017年9月21日	
新株予約権の数		106個		20個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき500株)		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき500株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,500円 (1株当たり 223円)		新株予約権1個当たり 111,500円 (1株当たり 223円)	
権利行使期間		自 2019年5月20日 至 2027年5月19日		自 2019年9月22日 至 2027年9月21日	
行使の条件		(注) 3		(注) 3	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	86個	新株予約権の数	5個
		目的となる株式数	43,000株	目的となる株式数	2,500株
		保有者数	1名	保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名
	監査役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2018年2月28日	2018年5月22日
新株予約権の数		3,400個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 1,500株 (新株予約権1個につき5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,300円 (1株当たり 660円)	新株予約権1個当たり 3,300円 (1株当たり 660円)
権利行使期間		自 2020年3月1日 至 2028年2月14日	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2019年2月25日	2021年2月26日
新株予約権の数		4,500個	52,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 22,500株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 52,500株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,800円 (1株当たり 1,160円)	新株予約権1個当たり 1,160円 (1株当たり 1,160円)
権利行使期間		自 2021年2月26日 至 2029年2月25日	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30,000個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

		第9回新株予約権
発行決議日		2024年5月29日
新株予約権の数		1,520個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 152,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 66,000円 (1株当たり 660円)
権利行使期間		自 2026年6月29日 至 2034年5月29日
行使の条件		(注) 5
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」については、当社役員に交付された時点における総数を記載しております。
2. 2018年2月5日開催の取締役会決議により、2018年2月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年7月10日開催の取締役会決議及び2019年7月31日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 第3回新株予約権の取締役1名並びに第8回新株予約権のうち取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
5. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- ① 本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として在籍していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員としての地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
    - (ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%
    - (イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%
    - (ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%
    - (エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%
    - (オ) 割当日から3年を経過後：本新株予約権の100%
  - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超

過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - (ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
  - (エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - (オ) 新株予約権者が会社又はその関係会社の監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、新株予約権者が監査役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	仁平 理斗	—
取締役副社長	北川 裕憲	チームアップ(株) 取締役
取締役	杉之原 明子	特定非営利活動法人みんなのコード 代表理事/CEO (株)Kaizen Platform 社外取締役
取締役	渡辺 千賀	BSGP, Inc. プリンシパル EastMeetEast, Inc. 取締役 G.U. テクノロジーズ(株) 取締役
常勤監査役	林田 真由子	—
監査役	江原 準一	(株)リブセンス 常勤監査役 (株)あつまる 社外監査役
監査役	中川 紘平	NEXAGE法律事務所 パートナー (株)フーディソン 社外監査役 ミガロホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役杉之原明子氏及び取締役渡辺千賀氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役江原準一氏及び監査役中川紘平氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役江原準一氏は、インターネット関連企業等の経営管理部門における長年の職歴を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役中川紘平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役杉之原明子氏及び渡辺千賀氏、並びに社外監査役江原準一氏及び中川紘平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるチームアップ株式会社の取締役、監査役、執行役員及び当社取締役会で重要な使用人として決議された者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、当社の取締役の報酬は、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、固定報酬としての基本報酬及び中長期的なインセンティブとしてのストック・オプション報酬にて構成されるものとします。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

現時点においては導入しておりませんが、今後必要に応じて検討いたします。

#### c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と

別枠で承認を得た総枠の範囲内において、必要に応じてストック・オプションとしての新株予約権を付与するものとします。個別の取締役が付与する新株予約権の個数は、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期的な業績向上及び株主の利益に対して適切なインセンティブとなるようにストック・オプション報酬の割合を決定いたします。

e. 報酬等の付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時株主総会后に支給額を決定し、翌月より決定した年間報酬額を12分割した額を毎月支払うものといたします。ストック・オプション報酬については、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時株主総会后に一括で付与するものとします。

f. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役社長及び社外取締役のみでその具体的内容の検討を行い、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、取締役会にて協議し決定いたします。取締役の個人別のストック・オプション報酬については、各人の割当数を取締役会にて協議し決定いたします。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51,600 (9,600)	51,600 (9,600)	6,515 (127)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,055 (6,450)	14,055 (6,450)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	65,655 (16,050)	65,655 (16,050)	6,515 (127)	7 (4)

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は2名)であります。また、金銭報酬の額とは別枠で、2024年5月29日開催の第19回定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内(うち、社外取締役分については10,000千円以内)と決議いただいております。当該株主総

会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・重要な兼職の状況については、「(3) ① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	杉之原 明子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。ベンチャー企業における豊富な事業経験及びジェンダーギャップの解消に向けた活動に基づき、当社経営におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進の観点から取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための当社が期待する役割を適切に果たしております。
取締役	渡辺 千賀	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。長年にわたるコンサルティング業務の経験、テクノロジー関連領域及びグローバル視点に関する専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための当社が期待する役割を適切に果たしております。
監査役	江原 準一	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会14回すべてに出席いたしました。財務及び会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する専門的見地から取締役会及び監査役会において積極的に意見を述べており、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。
監査役	中川 紘平	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会において積極的に意見を述べており、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催数の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人FRIQ

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決議します。それを受けて、取締役会はその議案を株主総会に提案します。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりませんが、当社定款第39条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる定めを設けております。

#### 3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>【流動資産】</b>	<b>2,155,977</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>692,106</b>
現金及び預金	2,014,364	未払金	62,408
売掛金	87,817	未払費用	15,786
貯蔵品	842	未払法人税等	65,308
前払費用	24,678	未払消費税等	40,674
その他	28,274	前受金	493,804
<b>【固定資産】</b>	<b>169,845</b>	その他	14,124
<b>有形固定資産</b>	<b>289</b>	<b>負債合計</b>	<b>692,106</b>
工具、器具及び備品（純額）	289	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>14,855</b>	<b>【株主資本】</b>	<b>1,599,879</b>
ソフトウェア	14,855	資本金	16,162
<b>投資その他の資産</b>	<b>154,700</b>	資本剰余金	1,004,396
投資有価証券	140,540	利益剰余金	758,383
差入保証金	8,062	自己株式	△179,063
繰延税金資産	6,097	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>412</b>
		その他有価証券評価差額金	412
		<b>【新株予約権】</b>	<b>33,424</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,633,716</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,325,822</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,325,822</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,589,911
売上原価		28,672
<b>売上総利益</b>		<b>1,561,239</b>
販売費及び一般管理費		1,281,171
<b>営業利益</b>		<b>280,068</b>
営業外収益		
受取利息	4,120	
雑収入	1,158	5,278
営業外費用		
持分法による投資損失	3,654	
投資事業組合運用損	1,347	
雑支出	974	5,975
<b>経常利益</b>		<b>279,371</b>
税金等調整前当期純利益		279,371
法人税、住民税及び事業税	84,879	
法人税等調整額	4,916	89,796
<b>当期純利益</b>		<b>189,575</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		189,575

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>【流動資産】</b>	<b>2,142,087</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>684,794</b>
現金及び預金	2,000,902	未払金	62,314
売掛金	85,973	未払費用	15,785
貯蔵品	842	未払法人税等	65,204
前渡金	28,178	未払消費税等	38,751
前払費用	24,647	前受金	488,613
立替金	1,543	その他	14,124
<b>【固定資産】</b>	<b>172,243</b>	<b>負債合計</b>	<b>684,794</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>289</b>	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品（純額）	289	<b>【株主資本】</b>	<b>1,595,700</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>14,855</b>	資本金	16,162
ソフトウエア	14,855	資本剰余金	1,004,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>157,099</b>	資本準備金	497,304
投資有価証券	55,944	その他資本剰余金	507,092
関係会社株式	0	利益剰余金	754,204
その他の関係会社有価証券	84,595	その他利益剰余金	754,204
差入保証金	8,062	繰越利益剰余金	754,204
繰延税金資産	8,496	自己株式	△179,063
		<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>412</b>
		その他有価証券評価差額金	412
		<b>【新株予約権】</b>	<b>33,424</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,629,537</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,314,331</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,314,331</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,543,497
売上原価		23,843
<b>売上総利益</b>		<b>1,519,653</b>
販売費及び一般管理費		1,252,924
<b>営業利益</b>		<b>266,729</b>
営業外収益		
受取利息	4,090	
雑収入	1,157	5,248
営業外費用		
投資事業組合運用損	5,001	
雑支出	974	5,975
<b>経常利益</b>		<b>266,001</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>266,001</b>
法人税、住民税及び事業税	84,771	
法人税等調整額	△1,549	83,221
<b>当期純利益</b>		<b>182,780</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

スローガン株式会社  
取締役会 御中

監査法人FRIQ  
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	佐 藤 稔 幸
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	石 川 浩 平
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スローガン株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

スローガン株式会社  
取締役会 御中

監査法人FRIQ  
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士 佐藤 稔 幸
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 石川 浩 平
業 務 執 行 社 員	

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スローガン株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月22日

スローガン株式会社 監査役会

常勤監査役 林田真由子 ㊟

社外監査役 江原準一 ㊟

社外監査役 中川紘平 ㊟

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主総会参考書類

## 監査等委員会設置会社への移行について — 循環経営の実践とミッションの実現に向けて —

当社は、2023年の経営継承からの3年間にわたる「大改革」での実践と手応えを、しなやかに新ミッション「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」の実現に向けた歩みへと繋げ、さらなる深化を推進しております。

次なるフェーズでは、独自の経営パラダイムである「内発的動機と営業利益の循環経営」を、まずは当社自身が「自己実践・自己体現」し、自らがミッションの体現者となることを目指します。この「主観（意志）」と「客観（財務）」を高度に統合する挑戦を実効性あるものにするため、当社はガバナンス体制を以下の方針に基づき進化させます。

### 1. 意思決定の迅速化と取締役会の役割の再定義

不確実かつ複雑な環境において、既存の成功体験に依存せず「人の可能性」を軸とした長期的な産業創造に挑むためには、顧客や市場の最前線における機動的な意思決定が不可欠です。

本移行に伴い、重要な業務執行の決定権限を取締役へ委任することで、事業における「探索と作り込み」を加速させます。これと同時に、取締役会は個別の業務執行の承認ではなく、「循環経営」の実践プロセスの監督や、より長期的な時間軸での社会価値創造に関する議論に重心を置ける体制へとシフトいたします。

### 2. 監督機能の質的進化：「付加価値創造の純度」の監査

当社において営業利益は、単なる利益の蓄積ではなく、付加価値創造の純度や自己変容の進捗を測るための「計器」であります。

監査等委員が取締役会において議決権を持つことで、財務数値という結果の妥当性のみならず、その背景にある「一人ひとりの内発的動機に基づいた価値創造プロセス」が健全かつ科学的に実行されているかという、「循環経営」の実践状況をより高度な次元で監督してまいります。

### 3. 循環経営の実践と企業価値の結実

取締役一人ひとりが、専門家としての確固たる知見を背景としつつも、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける挑戦を止めることなく、それを中長期的な企業価値向上へと結実させる規律を担保するため、譲渡制限付株式（RS）報酬制度を導入いたします。これにより、経営者の実践の熱量と、株主の皆様との価値共有をより高いレベルで同期させてまいります。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

① 当社は、新たな経営パラダイムである「循環経営」の自己実践・自己体現を加速させ、ミッションを自ら体現する組織へと進化するため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これにより、取締役会の監督機能を高め、内発的動機という目に見えない資源を、付加価値創造の純度の証である「営業利益」という財務価値へと変換するプロセスの妥当性を、より厳格に担保してまいります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 不確実な環境において機動的な意思決定を可能とし、事業における「探索と作り込み」を構造的に支えるため、取締役会の決定により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる規定を新設いたします。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;省略&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第12条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p>	<p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は8名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 &lt;省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 &lt;省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 &lt;省略&gt;</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p>

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	
<p><u>第28条 当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の前3日までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第35条</u> 当社は、会社法第426条第1項に規定により、取締役会の決議をもって、同法423条第1項の監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第29条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u>  <u>第38条</u> 会計監査人の報酬、退職慰労金その他職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p> <p>第39条 &lt;省略&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第30条</u> 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第39条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第33条 &lt;現行どおり&gt;</p>

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>第40条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>第41条～第43条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第36条～第38条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>1 当社は、第21回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	にひら まさと 仁平 理斗 (1986年4月18日生) 再任	2010年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年12月 当社入社 2017年10月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役 執行役員COO 2023年3月 当社代表取締役社長（現任）	75,669
2	きたがわ ひろのり 北川 裕憲 (1986年12月11日生) 再任	2011年12月 新創監査法人入所 2015年7月 当社入社 2015年8月 公認会計士登録 2015年10月 当社執行役員 2017年10月 当社取締役 執行役員CFO 2018年5月 チームアップ株式会社 取締役 2023年3月 当社取締役副社長（現任） 2026年3月 チームアップ株式会社 代表取締役（現任）	35,000
3	おした だいすけ 尾下 大介 (1978年6月14日生) 新任	2000年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2015年7月 Nagashima Ohno & Tsunematsu LLP入所 2017年9月 株式会社東京証券取引所出向（日本取引所自主規制法人へ再出向） 2019年10月 CrossOver法律事務所設立 代表弁護士（現任） 2020年9月 Appier Group株式会社 社外取締役【監査等委員】 2020年11月 株式会社REAPRA 社外監査役 2021年5月 株式会社イッセイミヤケ 社外監査役（現任） 2025年3月 株式会社REAPRA 社外取締役（現任）	-

- (注) 1. 尾下 大介氏は、当社の主要株主（当事業年度末日における議決権保有比率21.48%）であるReapra Ventures Pte. Ltd.の親会社である株式会社REAPRAの社外取締役を現任しております。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件のうち、主要株主の業務執行者等に該当するため、独立役員の届け出は予定しておりません。
2. 上記を除き、各取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 仁平 理斗氏及び北川 裕憲氏は、サクセッション以降の「大改革」において、経営者自らが「高付加価値事業の探索と作り込み」を自己実践・体現することで、将来の成長に向けた身体感覚を伴う確かな手応えを得てまいりました。当社の経営OSである「循環経営」の提唱者として、自らしなやかに自己を変容させ続ける姿勢をもって組織を牽引しており、刷新したミッションの実現に向けて必要不可欠な人物であると判断し、継続して選任をお願いするものであります。
4. 尾下 大介氏は新任の社外取締役候補者であります。
5. 尾下 大介氏は、当社の経営OSである「循環経営」を自ら実践・体現するリーダーシップを有しており、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける姿勢をもって、当社のトランスフォームを牽引し、中長期的な企業価値向上に資する人物であると判断しております。また、弁護士及び公認会計士としての豊富な職務経験並びに日本取引所自主規制法人の上場審査部での職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する助言・提言も期待できるものと考えております。なお、同氏は、当社の主要株主（当事業年度末日における議決権保有比率21.48%）であるReapra Ventures Pte. Ltd.の親会社である株式会社REAPRAの社外取締役を現任しておりますが、その経歴から独立した立場を保持しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 当社は、尾下 大介氏の選任の承認をいただいた場合には、同氏と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるチームアップ株式会社の取締役、監査役、執行役員及び当社取締役会で重要な使用人として決議された者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	さとう いくま 佐藤 郁馬 (1989年7月18日生) 新任	2015年9月 ネオス株式会社入社 2017年11月 当社入社（現任）	—
2	たけだ ゆうじ 武田 雄治 (1975年7月22日生) 新任	2001年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2005年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年5月 公認会計士登録 2005年7月 武田公認会計士事務所開設 所長（現任） 2009年11月 株式会社武田企画（現株式会社武田会計）設立 取締役 2011年7月 株式会社武田企画（現株式会社武田会計）代表取締役（現任） 2023年4月 関西学院大学 非常勤講師（現任） 2025年8月 株式会社中北製作所 補欠監査役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<p>のむら あや 野村 彩 (1977年7月3日生) (戸籍上の氏名：堀 彩)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p>	<p>2007年12月 第二東京弁護士会登録</p> <p>2007年12月 鳥飼総合法律事務所入所</p> <p>2016年1月 和田倉門法律事務所参画</p> <p>2022年4月 株式会社GENDA 社外取締役</p> <p>2022年6月 株式会社ACES 社外監査役 (現任)</p> <p>2023年4月 日本郵政グループ内部通報制度 不服審査委員会 委員</p> <p>2023年9月 株式会社アンドパッド 社外監査役 (現任)</p> <p>2025年4月 株式会社シーリー 社外監査役 (現任)</p> <p>2026年3月 ビズメイツ株式会社 社外取締役 [監査等委員] (現任)</p>	-

- (注) 1. 佐藤 郁馬氏は、現在、当社の従業員であり、就任に際して従業員を退職する予定であります。
2. 上記を除き、各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 武田 雄治氏及び野村 彩氏は新任の監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者であります。
4. 佐藤 郁馬氏は、当社において長年にわたりコーポレート部の内部監査・リスクマネジメント・法務担当者として業務に従事し、当社の事業内容及び内部統制に精通しております。今回の「循環経営」の深化にあたり、現場感覚を保持しつつ、客観的な視点から経営を監督し、かつ監査の有効性を高めるためには、同氏の知見が不可欠であると判断いたしました。以上のことから、常勤の監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 武田 雄治氏は、公認会計士としての高度な専門的知見と豊富な実務経験を有しております。「循環経営」の実践という未知の挑戦において、単なる外部からの監督者にとどまらず、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける姿勢を有しております。特に、高い財務規律が、健全かつ科学的に機能しているか、すなわち「付加価値創造の純度」を客観的な視点から監査・監督いただくことを期待しており、当社の循環経営の実践を支える大きな力となっただけのものとは判断し、選任をお願いするものであります。
6. 野村 彩氏は、弁護士としての高度な専門性に加え、他社での監督経験を活かした企業法務及びコーポレートガバナンスに関する深い見識を有しております。「内発的動機」と「自己変容」を重んじる当社の循環経営におけるアプローチを深く理解し、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける姿勢を有しております。法務・コンプライアンスの観点から「循環経営」を共創し、循環経営の概念そのもの及び経営者の意思決定プロセスがその哲学に忠実であるかを監督いただくことを期待しており、当社のガバナンスの質を高めるために不可欠な人物であると判断し、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、佐藤 郁馬氏、武田 雄治氏及び野村 彩氏の選任の承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるチームアップ株式会社の取締役、監査役、執行役員及び当社取締役会等重要な使用人として決議された者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、武田 雄治氏及び野村 彩氏の選任の承認をいただいた場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時点の取締役の員数は4名）とご承認いただき、また、金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内（うち、社外取締役分については10百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額150百万円以内（うち、社外取締役分については30百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における第21期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「（3）会社役員 の状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案は、新ミッションの実現と「循環経営」の実践を支えるガバナンス体制に相応しい報酬体系を構築するためのものであり、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。なお、社外取締役については、その専門的知見を活かして通常の業務範囲を超えた特定の重要事案（組織再編、リスク対応等）に従事する場合の対価を支払うことができるよう、報酬枠を設定しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、新ミッションの実現と「循環経営」の実践を支えるガバナンス体制に相応しい報酬体系を構築するためのものであり、当社の事業規模、現在の役員の数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額150百万円以内（うち、社外取締役分については30百万円以内）となりますが、今般、取締役一人ひとりが専門性を背景にしつつも、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける挑戦を止めず、その成果を株主価値へと結実させるための規律として、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。

また、対象取締役への具体的な配分については、当社取締役会において決定することといたします。

譲渡制限付株式に関する報酬等の額及び内容は、ミッション及び長期ビジョンの実現、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、対象取締役に期待される業務執行及び貢献等を総合的に勘案して決定しており、譲渡制限付株式を支給することは対象取締役の報酬等として相当なものであると考えております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役1名）、本議案に係る対象取締役の員数は1名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）の発行又は処分から3年間、又は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役その他の役職等の地位を退任した日から1年を経過する日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」とい

う。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という。))。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間のうち、当社の取締役会があらかじめ定める勤務期間(以下「任期」という。)が満了するまで、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位(以下「役職等の地位」という。)のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が当該譲渡制限期間が満了する前に、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、在職期間に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。また、対象取締役が正当な理由なく自己都合で退任した場合、法令に違反した場合、当社の定める規程に違反した場合、競業避止義務違反等その他の本割当契約に定める事項に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、第5号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額50百万円以内となりますが、今般、取締役一人ひとりが専門性を背景にしつつも、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける挑戦を止めず、その成果を株主価値へと結実させるための規律として、監査等委員である社外取締役（以下、本議案において「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。

譲渡制限付株式に関する報酬等の額及び内容は、ミッション及び長期ビジョンの実現、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、対象取締役に期待される業務執行及び貢献等を総合的に勘案して決定しており、譲渡制限付株式を支給することは対象取締役の報酬等として相当なものであると考えております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となり、本議案に係る対象取締役の員数は2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）の発行又は処分から3年間、又は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役その他の役職等の地位を退任した日から1年を経過する日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。)

### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間のうち、当社の取締役会があらかじめ定める勤務期間（以下「任期」と

いう。)が満了するまで、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位(以下「役職等の地位」という。)のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が当該譲渡制限期間が満了する前に、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、在職期間に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。また、対象取締役が正当な理由なく自己都合で退任した場合、法令に違反した場合、当社の定める規程に違反した場合、競業禁止義務違反等その他の本割当契約に定める事項に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上